

令和8年度阿南市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等調達方針を定め、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 対象機関

本方針の対象となる機関は、本市の全部局に適用する。

3 本方針の対象となる障がい者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく事業所・施設等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 地域活動支援センター（本市が現に必要な費用の助成を行っている施設に限る。）
 - ⑥ 小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社
 - ② 以下の要件を全て満たす重度障がい者多数雇用事業所
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく在宅就業障がい者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

- (1) 物品
消耗品、各種記念品、食料品、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な役務

5 対象物品等の調達

対象物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項又は第3号、地方公営企業法施行令第21条の13第1項又は第3号及び阿南市契約規則第20条の2規定により随意契約によることができる場合にあっては、障がい者就労施設等との契約に努めなければならない。

6 障がい者就労施設等の登録等

- (1) 障がい者就労施設等が本方針の適用を受けるに当たっては、市長が作成する障がい者就労施設等一覧表への登録を必要とし、市長は、毎年度登録要件を確認の上、障がい者就労施設等一覧表を更新するものとする。
- (2) 新たに、障がい者就労施設等として登録を希望する者は、障がい者就労施設等からの物品等調達登録申請書等（様式1～6）（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。この場合において、当該施設の本・支店が複数ある場合は、そのうち一つの事業所が代表して申請するものとする。
- (3) 市長は、申請書等を受理した場合、その内容を確認の上、その内容が障がい者就労施設等としての要件を満たしていると認められる場合は、障がい者就労施設等一覧表に登載するものとする。
- (4) 障がい者就労施設等一覧表には次の情報を搭載する。
 - ① 施設の名称
 - ② 代表者職・氏名
 - ③ 担当者名
 - ④ 所在地
 - ⑤ 連絡先
 - ⑥ 取扱品目・請負業務
- (5) 障がい者就労施設等の情報について、障がい者就労施設等一覧表を全庁の各機関に周知するとともに、障がい者就労施設等については情報の提供に努めるものとする。

7 調達目標及び調達実績の公表

前年度実績を目標と定め、それを上回るように努める。また、当該年度の終了後物品等の調達実績を「市のホームページ」において公表する。